

票據清算制の檢討

錢業の票據交換を中心として

德 永 清 行

一 三つの範疇

民國二十二年、上海新式銀行側において票據交換所の設立されし以前にあつては、匯割票據の清算は錢莊の手にあり、劃頭票據の清算は外灘銀行の手にありといはれた状態であつた。支那側新式銀行の立場からいへば、その票據は代理清算によらなければならなかつた。支那側新式銀行にして錢莊に依存する向のものは匯割票據を使用し、匯割票據は錢莊に委託されて匯割總會において清算されたものであり、外國銀行に依存する向のものは劃頭票據を使用し、劃頭票據はその清算の中心であつた匯豐銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation) に持出されたものである。²⁾

匯割票據は錢莊において盛んに行はれたものであり、錢莊同業間の交流にあつても、顧客との取引にあつても全部匯割を用ひたものであつて、その決済は匯割總會において相互相殺の方法によつたものである。匯割は當日現金取得は出来ないものであつて、現金を欲するものは一日を待つて、即ち期日到達の後一日を待つて、始めて現金を收取し得る仕組であつた。匯割票據の起源については前清光緒末葉であつたといふ。當時錢業の章程を議定したるものがあるが、民國十二年一月修正の上海錢業營業規則が、匯割の意味するところを明確に規定してゐる。

- 1) 洋商銀行を以て組織する洋商銀行公會であるが、華商銀行も若干加入してゐる。従つて外灘銀行はそのまゝ外國銀行を意味するものではない。
- 2) 外灘銀行における中心は當初にあつては最古の麥加利銀行が組合長格であつた。

る。その第九條戊項にいふ「收解銀洋、其票據上加蓋『匯割』字樣圖章者、均以匯割銀洋收付、如當日持票取現、概歸次日照付」といひ、即ち銀兩、銀元の受授については、その票據上に『匯割』なる印章を捺したるものは匯割銀兩、銀元を以て受授されるのであり、それは期日に票據を以て現金を得んとしても現實には翌日拂となる。これには上海銀行營業規程のいふところが照合したものである。その第八條にいふ「凡收解款項、有割頭銀與匯割銀之別、如票據上加蓋『匯割』字樣圖章者、即以匯割銀收付、否則、即以割頭銀收付、銀元進出、與銀兩同」といひ、即ち金錢の受授には割頭銀と匯割銀の別があり、票據上『匯割』なる印章の捺されたるものが匯割を以て受授されるのであり、然らざるものが割頭銀による受授となるのであつて、この關係は銀元と銀兩の何れにおいても同様である。この示すところによれば票據上に『匯割』なる表示の如何によつて匯割となり、割頭となるわけである。

割頭票據は到期の當日にあつて現金取得可能なるものであり、外國銀行にあつて創始されたものといふ。支那側銀行としては元來同國の習慣に従ひ匯割票據を沿用したが、中國銀行が民國六年五月一日に至つて割頭を改用することになり、割頭票據の使用が始まつた。匯割票據は銀行並に錢莊兩方面に普遍したものであるが、その開始時にあつては錢莊同業者間の受取支拂及び錢莊と顧客間の勸定に制限されたからして、匯割款項については『同行銀子』の稱もある。又割頭票據は外國銀行に始まり、外灘銀行間に地盤を保有したものであるから『外灘銀子』の稱もある。³⁾

上海金融市場における票據は既述の如く匯割票據と割頭票據とに分別されたことに一特色があり、その分野は略述したが、更に若干を附加して置きたい。錢莊は匯割票據を専用するが、支那側新式銀行にあつても匯割票據

3) 楊蔭溥、中國金融論、pp. 255—256.

4) 李權時、趙渭人、上海之錢莊、pp. 53—58.

を専用するものもあつた。外國銀行は割頭票據を専用するが、支那側新式銀行にあつても割頭票據を専用するものもあつた。銀行の觀點からすれば匯割票據を専用するものは錢莊との交流を主とするものであり、割頭票據を専用するものは、外國銀行との交流を主とするものであり、所謂外灘銀行として洋商銀行公會 (Foreign Bankers Association) を組成したるものに加盟せる華商銀行においてであつた。従つてその間に位する銀行は匯割票據と割頭票據とを並用するものがあつたわけである。錢莊は匯割を専用し、外灘銀行は割頭を専用し、支那側新式銀行としては兩種を併用した。錢莊と外灘銀行にあつては夫々清算上の措置が制度としても、又制度までにはならずとも、生起せざるを得なかつた。ただ支那側新式銀行にあつてのそれは後進的であつた。由來、支那金融業分野は三大別されるのであり、上海金融市場における票據の清算もこの三分野において夫々生成したものを求め得るが、勿論その遲速が伴つてゐる。

二 未制度としての土法清算

外灘銀行は元來、申合、規則等なきままに自ら一の組合の如き形成に至つたものである。當初は最古參の麥加利銀行 (Chartered Bank of India, Australia & China) が組合長格であり、後には匯豐銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Corporation) がその地位を代つて居り、ここに割頭票據の清算中心が存在した。慶兩改元の實施に伴つてその中心は匯豐銀行から中國銀行に移つたが、更に支那事變後にあつては匯豐銀行に清算の中心が置かれた。¹⁾ 外灘銀行における票據清算方法は後述の錢莊における清算制と同巧異曲のものであるが、制度として成立したものでない。²⁾ その清算方法を簡略に見る。受拂の兩銀行間の清算は兩者の相殺によつて尙差額を残す時は、差

1) 大東亞戰爭後にあつては橫濱正金銀行が外灘銀行における中心となつた。
2) 崔曉岑、中央銀行論、附錄、pp. 2-7.

額については『大割條』が用ひられ、先には匯豐銀行後には中國銀行といふ如き清算中心に向つて清算決済を請ふことになる。故にこの清算中心を總匯割となすわけである。外灘銀行所用の通貨は割頭として流通することは既述の如くであるが、當日受拂として各銀行間に受拂決済される方法自體が匯割とも稱せられる。ここでは匯割とは清算の意味である。この總匯割における清算によつて總匯割たる中心銀行に現金保管があれば振替決済を以て完了するわけであるが、それなきによつて外灘銀行においては寄庫辦法により差額の偏在を軋平即ち相殺平均せしめる。それには清單即ち清算傳票として『横帳』なる銀行名を横書したる書類を用ひる。その場合、寄庫辦法は千元以上の大數について行はれるからそれ以下の端數については猶未決済である。併し乍ら端數についても現金の受拂はなさずして翌日へ繰越計算となる。固より以上の方法においては不渡に屬する現象も生起することはないが、ここでは外灘銀行における清算方法を略記した程度にとどめるものであり、措置上の修正を明かにしないが、要するに外灘銀行における清算は不成制度の土法たる程度のものである³⁾。

三 制度としての七法清算

錢莊業は一種の團體を形成して居り、銀行に公會があれば、錢業にも公會があり、銀行が上海銀行業同業公會聯合準備委員會を持てば、錢莊も聯合準備庫を持ち、銀行に新式の票據交換所が伴へば、錢莊には匯割總會が伴ふ。然も錢莊の成立早きの故にこの種附帶機關就中清算決済機關の組成が時間的に早きを錢莊において求め得るのであり、匯割總會の存在は近代的清算組織に缺如した支那金融界において、たとひ地域的には上海に制約されたものとはいへ、ただに支那清算方法の濫觴としてのみならず、一面獨自の發達をなしたものである。されば長

3) 崔岷峯、中央銀行論、附録、pp. 2-7.

く錢業市場の特殊性は上海金融市場の中心をなし、ここに公定される折息相場¹⁾、いはば貸付利息は上海金融の趨勢を左右するに足るものであつたから、金融業務は舊態なりとしても、その占むる地位には輕視し難いものがあつたわけである。匯劃總會へは錢莊にしても大同行と稱せられる所謂匯劃莊が既入園の資格において参加するものであり、元亨利貞の小同行は未入園なるの故に参加することが出来ない。錢莊票據の流通としては匯劃莊のものが大部分を占むるが、元字號のものも若干ある。其他亨利貞等のものは僅少ではあるが、匯劃莊に轉託して代理交換をなすことが可能である。銀行業にあつてもその交換所成立以前においては各銀行の手形は匯劃莊に轉託されたものであり、更に外國銀行の匯劃も亦ここに交流したものである。

匯劃票據は錢業同業者間に使用されるものであり、銀行側が使用するとせば、匯劃莊を経て匯劃總會に代理交換することを前提とするわけである。手形交換は可能ではあるが、現金を得ることは出来ないものであり、若し現金を得んとすれば翌日迄待たなければならぬ。この制約は伴つたけれども匯劃總會の清算機能は銀行業の票據交換所が成立以前にあつては支那金融機關の唯一の票據清算所であり、銀行方面としては錢莊にて決済さるべき票據については、代理清算を錢莊に委託する必要上、銀行は若干の匯劃基金を錢莊に預入れなければならぬわけであり、錢莊の資金獲得はここにも有力なる源泉を持つたものである。因みに劃頭は錢莊が外國銀行乃至新式銀行に對しての收支にかかるものであり、當日現金を取得するものであるから、匯劃の二日目現金取得との間に清算される場合には匯頭加水を生ずる。

匯劃總會は上海錢業の組成する清算所であり、支那における清算方法の濫觴となつたものである。匯劃總會は當初にあつては所謂手形交換所とは趣を異にし、各莊の票據を集中して交換するものではなく、軋公單制を採用

1) 同業者間にあつて公定される短期貸付利息をいふ。

した。第一次に票據の確認公單の受授、第二次に公單の軋抵なる方法によつたものである。²⁾ 當該錢莊は夫々票據送達後公單を受入れ匯割總會に廻送し、總會において各莊の振出公單と受入公單とを軋算し、各莊の受拂の總差額を算出したる後『割條』を發出し、受取莊は支拂莊より現金を受入れるをその機構とする。³⁾ この操作は五百元以上についてであり、五百元未満の金額については別に決済方法をとる。

錢業準備庫成立以降、匯割總會割條の辦法は既に存在せずして、各錢莊は何れも錢業準備庫に當座勘定を開設して、各錢莊の受拂の差額は凡て錢業準備庫にあつて轉帳して清算されることになつた。差額については割條より轉帳への推移があり、端數決済については解現より基金への移行がある。

近年來錢業の票據取扱手續には逐次改善あり、銀行業の票據交換所辦法に倣ひ、錢業公會にも交換所を設立した。毎日各會員莊は他會員莊の票據を收入して午後公會内に派員集會せしめ、その票據を相互に交換する。その手續は對同圖章及び公單を沿用し收支計算して、軋多の場合は收入の公單を錢庫に入れ、軋缺の場合は錢庫支票によつて、收入の公單と共に錢庫に廻付して轉帳する。若し軋缺の錢莊にして錢庫に基金不足するにおいては當時の差額を決済するに當つて、軋多の錢莊に向つて頭寸⁴⁾を借入れ錢庫撥款單を取得し、或は銀行に向つて銀行業同業公會聯合準備委員會撥款單を借入れて、錢庫の決済をなす。匯割總會における清算方法はいはば土法であるが、然も一の制度化された制度上の土法たる域に發達せしところに特質を持つたものである。

四 新式清算方法の採用

支那に銀行業の票據交換所が正式に實現したのは民國二十二年であるが、票據交換所の創議は民國十一年二月

2) 崔鳴岑、中央銀行論、p. 25.
 3) 潘子豪、中國錢莊概要、pp. 145-146.
 4) 上海錢莊において金額、金高の意に用ひられてゐる。

上海銀行公會の發起せしところにかかる。當時票據交換所籌備委員會の組織あり草案を議するところがあつたが實現には至らなかつた。民國十三年集議して中國銀行に代理交換を委託のことも企圖されたものがあるが、交通銀行も亦中央銀行の地位を要求し、妥協に至らざるままにこの計劃は實施を見なかつた。民國十四年には銀行公會の新築成るに及び、票據交換所について第三次の條規を議定したるもこれ亦中止となつた。民國十五年には中國、交通銀行合組による交換暫行辦法を得たるも未だ實行には到達し得なかつた。要約して創議後十年の遷延を経て漸く票據交換所設立への機會が到來したものである。その間の主たる事情を拾へば、民國十七年十一月中央銀行の正式開業は票據交換所の設置への一基底を與へたものでもあり、十八年九月の票據法の公布は票據流通の促進に法律上の擁護を加へたものであり、票據交換所の實現は漸次その機運を熟成して來たわけである。¹⁾かくて民國二十一年一月二十八日の上海事變は票據交換所成立への具體的契機となつたものである。即ち事變對策として同年二月上海銀行業同業公會聯合準備委員會が成立し、聯合準備の業務を處理し並に短期貸付を行つたものである。²⁾これと併せて聯合準備委員會は更に上海市銀行業同業公會より受委して票據交換を辦理することになり、二十二年一月十日に至つて票據交換所は正式開業の運びとなつた。

銀行業の票據交換所の設立は新式手形交換所としての實現であつた。匯劃總會はいはば舊式手形交換所としての存在であつた。ここに支那側新式銀行としては代理交換の清算上の從屬性より脱し、自らの票據交換制を把持することになり、新式銀行の取扱ふ匯劃票據は票據交換所において處理されることになつたと共に新式銀行の取扱ふ割頭票據についてもこれを處理することになつた。二十二年四月の廢兩改元は票據交換所としては銀兩票據の廢止といふ變革に到達したものである。それについては外灘銀行にあつても、錢莊にあつても夫々推移の跡を

1) 楊蔭溥、中國金融論、p. 265.

2) Bao Seing Liao: Die Bedeutung des Silberproblems, 1939, ss. 127—128. 短期商業手形については民國二十四年(一九三五年)四月に採用されしに始まるといふ。

見ることが出来、外灘銀行における清算中心の移行、錢莊における現代式清算方法の採用のことが生起した。かくして錢莊における清算は従来の土法を一擲したるかに感ぜられるが全面的に舊態より離脱したものではない。それは後顧に譲り、ここでは新式銀行の清算方法としての票據交換所の建前と錢莊の清算方法としての匯割總會とのそれを支那側の文獻より一應その要綱を列項的に對照して見る。

(一) 觀念相同 票據交換所の設立は貸借相殺の觀念に發するものなるにより、匯割總會の役割とせる貸借相殺はその觀念を同じくするものといふことが出来る。兩者はその名稱を異にし成立の時期を異にするが、兩者は貸借相殺なる同一原理に基くものである。

(二) 目的相同 匯割總會の設立たるや、その目的とするところは(イ)受拂の手續の簡易、(ロ)受拂の時間の減少、(ハ)現金運搬の煩勞と危険の防止である。匯割總會の成立は紋上の煩雜を省略して清算を平易なものとならしめたわけであるが、票據交換所の設立も亦同様の目的を達成するわけである。

(三) 效用相同 匯割總會と票據交換所はその觀念、目的を相同じくするものとせば、その效用に相同じものを持つは事理の當然なるところであり、敢て列舉的に取上げるまでもない。(イ)受拂の手續の簡易、(ロ)受拂の時間の減少、(ハ)現金運搬の煩勞と危険の防止の外に、(ニ)貨幣の使用の節約、(ホ)準備金の減少、(ヘ)共同利益の促進、(ト)統計材料の集中等これである。

(四) 特殊機能相同 ここに特殊機能として取上げてゐるものは検査制度と信用調査制度がこれである。この兩種の特殊機能は匯割總會においても、票據交換所においても相同じものとしてこれを持つとする。

(甲) 検査制度 匯割總會及び票據交換所の検査制度は會員錢莊及び會員銀行がその規定に従ひ、検査員を任

3) 潘子豪、中國錢莊概要、pp. 206-209. 中央經濟月刊、第二卷、第九號、p. 7.
4) 上海票據交換所之述評、

命するものであり、検査員は各錢莊、銀行の營業狀態を検査し、不確實の箇所を指摘する。その改良を促進し、必要に應じては各錢莊、銀行は同業に對して共同救済の方策を講じ、金融界の安穩を謀る。これが即ち検査制度の性質であり、職務であり、目的である。錢莊、銀行の金融機關として占むる地位は信用重視を特に必要とするものなるにより、検査制度を確立し、一は共同取締の強化、一は相互救済の適切を期するものである。検査員は検査の權利を享有し、各錢莊、銀行の内情について検査を徹底すべきであり、某錢莊、某銀行内の職員行爲の不正、營業の不確實、準備金の不足、其他その業務上危害となるを認むる時は、匯割總會或は票據交換所の委員或は董事に報告する。かくて相當の制裁及び處分を加へることにし、會員錢莊、銀行においては業務の確實を圖ることになるわけであり、不確實なる錢莊、銀行は自然に消滅に歸すべく、錢莊、銀行の信用は以て増加を辿り得るものとする。その結果として錢莊、銀行の業務をして更に發達せしむることになる。由是觀之、匯割總會及び票據交換所の検査組織は實に缺ぐべからざるものとする。

(乙) 信用調査制度 錢莊、銀行の營業は取引の事前にあつて、顧客の信用程度を調査すべきものであるは言を俟たない。匯割總會、票據交換所は夫々錢莊、銀行によつて組織されるものであるから、匯割總會、票據交換所が夫々錢莊、銀行に代つて顧客の信用調査を擔任するは甚だ事宜に適ふところとする。故に匯割總會と票據交換所とは顧客の財産狀況及び負債情形について詳細なる調査に努めこれを保存する。會員錢莊、銀行はこれを査閲するを得て、然る後顧客と適宜、酌量して取引をなすを得るから、錢莊、銀行はその業務上の危険を回避消滅することが出来るわけである。

(五) 職務相同 匯割總會と票據交換所の職務は同じものである。會員錢莊の票據の清算、元字號錢莊、本

國銀行の票據清算の代理、票據手續費の處理、錢市の議決及び會員錢莊間の相互監督、相互援助等は匯割總會の職務である。然もこれ等は票據交換所にあつても夫々該當する職務となるものであるから、兩者は職務からいへば亦相同じものである。

(二) 限制入會相同 匯割總會の會員錢莊は總會内において公單帳の權利を享受することが出来る。其餘の錢莊はこの權利がないから、票據清算の要あらば、均しくすべからず會員錢莊に委託して代理清算に依らなければならぬ。然し代理清算の委託は困難のことを免れ難いから自己加入により、一は委託による不便、他は公單帳の權利を直接享受を欲するわけである。但しその然るを得ざる所以は匯割を以て錢莊の總會加入を得るには餘多の條件が要求されるからである。即ち資本の雄厚がその一であり、信用の堅固がその二であり、營業の堅實がその三である。且入會に先立つて會員錢莊多數の同意が必要であり、入會時には若干の入會費が徴收せられる等の制限が伴ふ。若し然らざるにおいては票據清算のことを阻止するのみでなく、堅實なる會員錢莊に累を及すことになるからである。故に匯割總會の入會制限の條件は嚴重苛酷なるものとは見るべきでなく、已むを得ざるに出づるものである。票據交換所は會員銀行の資格を制限するが、この點、兩者は同じきものがある。⁵⁾

以上匯割總會と票據交換所とは趣旨を同じくするにおいて多分に同様なる合致點を持つわけであり、金融機關本來の要請に副ふ必要上、ここに相背する事項を求め得ぬことが當然である。併し乍ら匯割總會は錢莊を以て組成されるものであり、票據交換所は銀行を以て組成される結果として、前者は舊式金融機關としての役割を持ち後者は新式金融機關としての役割を持つに因り、本來の軌道を相異するものではないが、ここには手續上の相異が生起して來る。

(一) 交換手續不同 票據交換所は會員銀行より、所定の時間に票據交換事務員を派遣して、票據の處理に當らしめ、各行事務員は當行と他行との交換すべき全票據についての計上をなし、その差額を交換所の管理員に提示する。管理員は兩行の提出せしところによつて各行の債權債務の差額を確定し、受入支出を終り交換の手續を完了する。然るに匯割總會の交換手續は二段になつて居り、先づ所定の時間に票據を廻付して、確認を求め公單を得、然る後總會に至つて軋公單のを行ふ。票據交換所にあつてはただ票據交換の手續において處理するものであるが、匯割總會にあつては票據の確認公單の受入の事を經て、軋公單を行ふものであり、手續上の相異がある。

(二) 職務不同 匯割總會と票據交換所の職務の相同については既述の如くであるが、兩者の職務については相異も求められる。匯割總會の代理清算の範圍は總會所在地内の銀行と元字號錢莊とに限られる。然るに票據交換所は當該地の非會員銀行の代理の外に、他地方交換のものもあり、匯割總會と相異るところとする。⁶⁾

匯割總會と票據交換所との異同について上述の觀點に考慮の所在を制限せんとするものではない。それよりは更に注意すべきは、匯割總會と票據交換所との比較に求めんとするところは、支那においては票據交換所の設立は後れたけれども匯割總會の成立は既に早く、舊式金融機關においてはこれ等の補助機關を有してゐたことである。然も錢莊といひ、錢業公會といひ、匯割總會といひ、これ等一聯の機關は章程を嚴重にし、責任を明確にして金融機關の生命とする信用の確立に盡し來つたことについてである。

錢莊の發行する莊票は、いはば紙幣と同様に流通し、否紙幣よりも信用の度高き存在であつた。然も錢莊は莊票を發行するに自由業務の建前においてこれを行つた。そこには何等外部よりの制限なく、官廳は干渉の權を持

6) 潘子豪、中國錢莊概要、pp. 222—223.

たざるものであつて、ただ恐慌に際會しては發行の取締、回收の規定を存するも、平時にあつては錢莊の自由發行に委せられたものである。併し乍ら顧客の請求なきにおいては錢莊の出票は制約されるものであるから自由發行といふものゝ限度があるわけである。殊に錢莊股東は莊票の清算については無限連帶の責を負ふものとなつてゐるから、⁷⁾ 錢莊としては顧客との關聯において錢莊内に當該顧客よりの預り途なき場合又は確實なる信用なき場合には莊票の發行に應ぜざるものであり、ここに莊票濫發抑止の理由を持つたものである。莊票は無記名式をとる故に、通貨の代替をなし得るものであり、従つて通貨の缺乏を補ひ地金銀の輸送の煩勞を省き、工商金融の疏通を圓滑ならしむるものであり、莊票の效用をここに求めてゐる。

かくして莊票を繞つて金融制度完成への一工作は進展してゐたわけであり、これを認めることにおいては異議を持たない。併し乍らここには莊票を繞つて貨幣市場の構築に即ち短期資本のそれには資するところがあつたとしてもその領域に制約が伴ひ況や資本市場の造出に即ち長期資本のそれには未だ及ばなかつたものがある。支那における資本は民族資本としての現出が可能となつた時期においても商業資本の域より進んで工業資本とはなり難いものであつたことについて錢莊の持つ一聯の機能を見ておかなければならない。

五 錢業票據交換の獨立

民國二十四年以降、錢莊に集中せし新式銀行よりの匯割基金の預入は錢業聯合準備庫に移管され、又票據清算様式の變更があり、他面二十二年新式銀行における票據交換所の正式開業は錢莊の持つ重要度を減退せしむることになつた。廢兩改元以前にあつては上海金融の逼迫緩慢の指示は折息相場を以てなされたものであり、更に兩

7) 潘子豪、中國錢莊概要、pp. 112。
施伯珩、錢莊學、第一編、p. 4, p. 17, 第三編、p. 25, p. 27。上海錢莊業之組織及其業務、經濟研究、第二卷第八期、p. 143, p. 155。

8) 上掲、中國錢莊概要、pp. 109—110。

と元との交換比率としての洋厘相場もあり、貸付利息の高低、銀兩・銀元の價格の騰落乃至銅元・銀角相場の大
小は凡て錢業市場の決定相場を基底としたものである。然るに廢兩改元以後は洋厘相場は當然跡を絶ち、民國二
十四年の上海金融恐慌以後は折息相場の地位も轉落し、新式銀行を代表する中國・交通銀行等の貸付利息が優位
となつて居り、幣制改革に伴ふ補助貨の整理は錢業市場における補助貨幣相場の意義も減却するものとなつた。
錢業市場として上海金融に占むる地位は既に往年のものではなく錢莊の地盤は衰頹の一端を辿るかに見え乍ら事
變下錢莊の再興を思はすものがあつた。畸形的現象を措けば匯割總會は依然錢莊票據の清算中樞をなすものであ
り、匯割制の擴張に淵源するところのものを見なければならぬ。

二十八年七月四日錢業準備庫は銀行準備會に代理交換方式を委託し、銀行票據交換所に參加したが、二十九年
五月十三日銀行票據交換所より退出し、自ら交換機構を組織し、交換事務を處理してゐる。票據交換改善のため
に規定を改修したものであるが、同業票據交換手續は左の如きものである¹⁾。

同業票據交換手續は(一)收款莊手續即ち受取莊手續と、(二)付款莊手續即ち支拂莊手續とに分ち、(三)軋收軋
付手續即ち振替決済手續に及んでゐる。更に(四)軋出交換票據及退票之處理手續即ち不渡となりたる票據につい
ての處理手續、(五)未入會各莊之票據即ち代理交換の各項についてその手續を規定してゐる。ここではその要旨
だけを抽出するにとどめる。

(一) 收款莊手續の要約は次の如きものである。

一、午後三時より收款莊は應收票據即ち受取手形について「收票回單簿」を用ひて、付款莊に向つて照校の資と
して證印の押捺を求める。

1) 上海錢莊之研究、中央經濟月刊、第二卷、第十一號、pp. 28—29.

二、午後四時より交換を行ふ。收款莊は「同業收票回單」及び「同業收票通知書」を複寫して付款莊に提出して交換回單に捺印せしめる。

三、「同業收票回單」を各付款莊に提出し、捺印を受けて收款莊はこれを整理する。該回單の合計總額を差數報告單の本日總受入金額欄に記入する。

(二) 付款莊手續

一、付款莊は收款莊より交附せる應付票據即ち支拂手形を受入れ、先づ回單に記入して捺印する。

二、票據交換後、收款莊より交附せる「同業收票回單」及び「通知書」を點檢して誤謬なきにおいては、該回單に交換證印を押捺して收款莊に交附して領收の證據とする。

三、「同業收票通知書」を付款莊より受入れ、合計總額を差額表の今日總支出金額欄に記入する。

(三) 軋收軋付手續

一、本日受入超過の場合は差額報告表の今日受取交換尻欄に記入して、錢業聯合準備庫に振込む。

二、本日支出超過の場合は差額報告表の今日支拂交換尻欄に記入して、「錢庫支單」を作製して錢業聯合準備庫に振替へる。

三、各莊は差額報告表に記入後、交換回單を附して、錢業聯合準備庫に差出し以て點檢に資す。「同業收票通知書」は付款莊に保存し檢査に備ふ。²⁾

同業票據交換手續において規定するところは錢業における票據清算の到達せる現段階を示すものである。そこには新式清算へ投合したものととなつてゐるけれども支那における土法としての名残を外廓に存してゐる。こ

2) 札出交換票據及退票之處理手續については省略した。
 3) 同業票據交換規則についても省略した。交換時間について疑點あるも、これを補ふ資料に缺ぐを以て同業票據交換手續の方によつた。

に問題の所在は清算方法の如何に存するものよりも、錢業における票據清算と銀行業における票據清算との間に一元化の傾向を辿りつつも二元的なるもの持續されてゐることに伏在する。

錢業の票據清算はそれ自體に發生の由來を持ち、獨自に發展したものである。支那の場合支那側新式銀行の後進性は免れざりしものであり、外的制約と內的束縛とが桎梏となり、金融施設の實現も遲滯し勝ちのものであつた。票據清算についてもその経過は極めて新しいものであつたが、新式銀行における票據交換の勢力は支配的なるものを得るやに見受けられたものがある。後に設立された銀行業の票據清算の施設は先に存在せし錢業の票據清算を包攝せんとする趨勢の下に展開したものである。その何れが優勢であるかの檢出よりも、何れにせよ一元化の實現は支那における貨幣流通組織を補強するものと見なければならぬ。それは錢業の傾向におけるものはいはば自律的推進においてであり、銀行業の傾向におけるものはいはば他律的推進において前進するところに動向の決定が求められる。その何れであつても一元的に貨幣流通の圓滑、金融疏通の確保が期せらるれば支那の經濟統一に資すことになるは勿論である。

因みに三十年八月匯割は取止となつて居り、票據交換の對象は現鈔としての存在と劃頭即ち匯頭としての存在のみとなつた⁴⁾。ここには新轉帳制度の持つ役割が浮出て來るのであるが、本稿においては錢莊が新事態に面接しつつも未だ上海金融機構の一元化に距離の存在してゐることを指摘して結びとするものである。

4) 小島昌太郎、大東亞戰爭勃發後の上海の金融界、經濟論叢、第五十五卷、第五號、pp. 33-37.
5) 同業票據交換規則、第七條交換票據分現鈔與劃頭二種、必須分別清楚、不得混雜。